

第18回日本スカウトジャンボリー

滋賀会場

18NSJ 滋賀

安全管理ハンドブック

2022年8月6日（土）～8月11日（木/祝日）

日本ボーイスカウト滋賀県連盟18NSJ 実行委員会

目次

はじめに.....	4
第 1 章 18NSJ 滋賀 の安全管理.....	4
1-1 基本原則.....	4
1-2 安全管理の業務と組織.....	4
1-2-1 安全管理の業務役務による所掌内容.....	5
1-2-2 安全管理の組織.....	6
1-3 安全会議.....	6
1-4 事故発生時の対応について.....	6
1-4-1 事故処理.....	6
1-4-2 重大事故の処理と対策本部.....	7
■ 重大事故の処理.....	7
■ 対策本部の構成員.....	7
1-4-3 部外発表.....	7
第 2 章 セーフ・フロム・ハーム.....	8
2-1 セーフ・フロム・ハームについて.....	8
2-1-1 指導者(ローバースカウトを含む)のセーフ・フロム・ハーム研修.....	8
2-1-2 大会期間中の様々な危害から参加者・スタッフを守るための対応について.....	8
2-1-3 大会期間中のセーフ・フロム・ハームの対応窓口.....	8
第 3 章 参加隊の安全管理.....	9
3-1 野営の基本と安全管理.....	9
3-1-1 基本.....	9
3-1-2 全管理・事故の防止.....	9
3-1-3 染症及び伝染病の予防ならびに危険防止.....	9
3-1-4 健康管理・個人の衛生.....	9
3-1-5 救護所.....	9
3-2 野営生活における安全管理.....	10
3-2-1 基本.....	10
3-2-2 正しい用具の使用.....	10
3-2-3 行方不明者.....	10
3-2-4 不審者の侵入・不審物の発見.....	10
3-2-5 野営管理.....	10
3-2-6 食中毒の防止：食中毒予防の 3 原則.....	10

3-2-7 コロナ対策	10
3-2-8 火気に対する注意	11
3-2-9 キャンピング用灯火等の使用について	11
3-2-10 害虫対策	11
3-3 入退場管理/その他	11
3-3-1 入退場管理について	11
第4章 緊急時対応、危機管理について	12
4-1 緊急時対応の目的と基本の考え方	12
4-2 危機管理体制	12
4-2-1 対象とする危機について	12
4-2-2 危機管理のための体制	12
第5章 緊急時対応(危機管理手順)	13
5-1 地震、台風・暴風雨、雷等での避難対応について、以下の手順により対応する。	13
※決定の場合には、次の連絡を迅速に行う。	13
5-2 会場内での事故、傷病者等が発生した場合の対応について	14
5-3 暴風雨時、雷雨時等緊急避難場所案内図	15
5-4 地震等(広域災害含む)等、緊急避難場所案内図	16
5-4-1 地震等(広域災害含む)等、緊急避難について	16
5-5 会場内での事件(傷害、窃盗事件)が発生した場合の対応について	17
5-6 AED 設置	18
5-6 病院一覧と関係官公署連絡先	18
救急医療機関一覧	18
緊急連絡先一覧	18
朽木警察官駐在所	18

はじめに

第18回日本スカウトジャンボリーは、ボーイスカウト日本連盟創立100周年記念大会として開催し、本大会に参加する青少年たちが、平素培ったスカウト訓練を基盤に、より多くのスカウト仲間との相互交流を通じて、日本連盟創立100周年を目指した長中期計画にある、冒険的で楽しい野外活動を行いながら奉仕活動に励む「活動的で自立したスカウトを育てる」ことを目指します。

また、テーマである、「100⁺f自分のfを探せ」(ひやくプラスエフ じぶんのエフをさがせ)

日本連盟創立100周年記念大会として、大会に参加したスカウトたちによりこれまでの100年間の歴史を振り返り、これからの100年を築き上げる契機となるよう、自ら考えるf(future friend family faith funface fuji など)を探して未来に向かっていく、スカウトの自主性と発信していく姿を表すことがテーマです。

参加隊指導者の皆さんは、大会に向けて班長訓練や班集会・隊集会を行っていることと思います。本大会において、事前訓練の成果を発揮し、隊集会のプログラムを実施することにより、各隊においてスカウトの成長することが大会の意義でもあります。しかし、活動を優先するあまり思わぬ事態が起きる可能性もあり、特に事故セーフ・フロム・ハームは他人事であり、自分の隊は大丈夫だと思っている、いわゆる安全神話に頼ってはいは、危険の芽や不安全な状態や行動を見逃がしてしまいます。今回、参加隊の指導者、実行委員と連携及び協力し、準備段階を含め事故の無い安全な大会を目指します。

第 1 章 18NSJ 滋賀 の安全管理

1-1 基本原則

- ・安全はすべてに優先する。
自分の安全は自分で守り、また、定められたルールや注意事項を守って、参加者一人ひとりが健康安全と事故の発生防止に努め、楽しく快適な活動をおくれるように心がける。
- ・スカウトは、他のスカウトと協力して、互いの安全を確認し助け合って活動する。
- ・指導者は、大会期間中を通じて常に安全指導及び安全管理について万全の配慮をする。また、定められた注意義務を履行し、安全確保が習慣化するよう指導する。

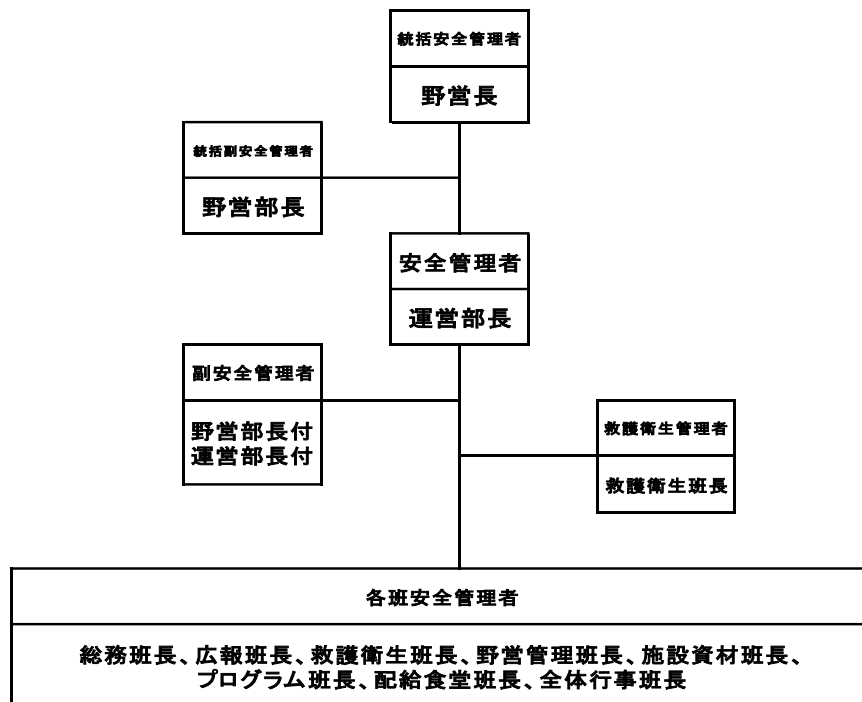
1-2 安全管理の業務と組織

- ・大会の活動や業務の安全管理に関することを掌握するため、大会期間中に、野営長を総括安全管理者とし、以下のように安全管理組織とする。

1-2-1 安全管理の業務役割による所掌内容

役務	担当者	所掌内容
総括安全管理者	野営長	・野営全般の総責任者であり、野営部長を通じ、総括安全管理者に指導及び助言を行う。
総括副安全管理者	野営部長	・野営全般の責任者であり、総括安全管理者に指導及び助言を行う。
安全管理者	運営部長	・大会期間中の全体プログラム面での安全計画を立案し、組織を通じて事故の防止を図り安全を確保する。 ・各安全管理者に指導及び助言を行なう。
安全副管理者	運営部長付	・総括安全管理者を補佐し、総括安全管理者不在のときは、その職務を代行する。 また、特に分掌された任務を遂行する。
救護衛生管理者	救護衛生班長	・大会期間中のスカウト及び隊長、スタッフのケガ、体調不良等の防止を図り安全を指導する ・ケガ、体調不良や不測の事故への応急処置任務。
各班安全管理者	各班長	・班内の業務面、生活面の危険を排除し各班が大会中活支援するための安全を確保する。 ・班内の参加隊、安全・救護班と連携し、班全体の安全を確保する。
参加隊安全管理者	参加隊 隊長	・隊指導者と協力し隊全体の危険を予測し、スカウト班長訓練をとおして隊員全体の安全技能、「セーフ・フロム・ハーム」を含む安全意識の向上に努める。 ・活動全体の安全に対する責任を負う。
参加隊安全担当者	参加隊 副長	・隊長を補佐し、隊全体の安全に対し指導及び助言を行う。
スカウト班安全係	各スカウト班安全係	・班の救急用品を整え、活動の危険予知訓練を班長と共に積極的に展開し、危険防止に努める。

1-2-2 安全管理の組織



図一 1 安全管理の組織

1-3 安全会議

- ・ 総括安全会議
総括安全管理者は、必要に応じて安全管理者を招集し、自ら議長となって開催する。
- ・ 安全担当者会議
各管理者は、必要に応じて安全係を招集し、自ら議長となって開催する。

1-4 事故発生時の対応について

1-4-1 事故処理

内 容	方 法
事故報告	事故の人身・対物を問わず、直ちに所属する管理者に報告する。
人身事故	事故が人身に関わる場合、事故発生場所で業務に携わる指導者または安全係は、救護のための応急処置をとった後、上記事故報告の手続きをとる。
管理者の処置	事故の報告を受けた管理者は、直ちに上位の管理者に順次通報する。
重症、死亡事故、行方不明	発生事故が重症または死亡に至った場合、または参加者が行方不明となった場合は、総括安全管理者は大会長の名により緊急対策本部を設置し、必要な事故処理を指示する。 重症または死亡事故発生に際しては、その近親者を現地に向かわせる手配をする。
事故処理の細部	第 5 章を参照

1-4-2 重大事故の処理と対策本部

総括安全管理者は、重大事故発生に際しては、次のように処理する。

■ 重大事故の処理

内 容	方 法
対策本部	事後処理のため、緊急対策本部を編成する。
事情聴取及び記録	事故に関わりのある指導者及び救助に立ち合った関係者から詳細な事情説明を受け逐次記録する。
救助	必要と思われるあらゆる救助活動に協力する。
連絡調整	事故の状況及びその処理、その他援助を受けたこと等の報告書を作成し、速やかに各隊は、大会本部各部に伝達し、事故の再発防止に努める。なお、報告書には事故発生の責任の所在に関しては、憶測で記載せず明らかな事実のみを記載する。
中止勧告	安全のため必要と判断した場合は、運営部長に対して大会の中止を勧告する。

■ 対策本部の構成員

緊急対策本部	<ul style="list-style-type: none">・総括安全管理者(野営長)・副総括安全管理者(野営部長)・安全管理者(運営部長)・安全副管理者(運営部長付)・安全救護(安全救護班長)・被害者の所属する安全管理者・被害者が大会本部要員の場合はその所属部長・総務班長、事故発生場所を管轄する大会本部部長
--------	--

1-4-3 部外発表

緊急事態に関して、報道機関からの取材の申し入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来さない範囲において、取材に応じる。

また、報道機関への対応窓口は安全管理者とする。

なお、報道機関への対応は、日本連盟と協議の上対応する。

第 2 章 セーフ・フロム・ハーム

ご存じの様に2015年に制定され、2017年8月第41回世界スカウト会議において採択され展開する上で次の3つの実行が必要としています

- I. プログラムとしてスカウトに自信を持たせ、自尊心を大切にできるようにすること
- II. 隊指導者や団委員、役員等の18歳以上の指導者（副長補等も含む）がこの分野の理解と実行ができるようにすること
- III. 組織として、危機管理という側面から対応すること

「セーフ・フロム・ハーム」は、特別なことではなく、人権を尊重するということであり、人として行うべき社会ルールやマナーです。決して、日々の活動に制約を加えるものではなく、危険や危害となるものからの保護、抑止、あるいは防止につながるものです。しかしながら、一部の人間だけが取り組むのではなく、一人ひとりの行動がより大切であり、同時に組織としての取り組みが大切であることは言うまでもありません。また、「セーフ・フロム・ハーム」では、いじめ・身体的虐待・心理的虐待・ハラスメント・無視・搾取などの虐待行為をスカウト同士、スカウトと指導者、指導者同士のそれぞれの間で起こり得るものとして捉え、それらの防止も目的としています。

2-1 セーフ・フロム・ハームについて

2-1-1 指導者(ローバースカウトを含む)のセーフ・フロム・ハーム研修

- ・参加隊指導者
- ・2022年度加盟登録時のeランニング受講していること
- ・地区・県連主催のセミナー研修を受ける

2-1-2 大会期間中の様々な危害から参加者・スタッフを守るための対応について

- ・参加者・奉仕者が肉体的・性的・精神的危害を受けるような事態が発生した時には、それ以上拡大しないように事態の進行を止める
怪我をしている人がいる場合は、応急手当等の対応を行う。
- ・事案の関係者は、セーフ・フロム・ハーム対応窓口において対応する。
- ・危害の内容によって、野営長名により当該者を退場処分にする場合がある。

2-1-3 大会期間中のセーフ・フロム・ハームの対応窓口

- ・救護所のカウンセラー
- ・県連盟正副コミッショナー、地区コミッショナー
- ・参加隊隊長

第3章 参加隊の安全管理

3-1 野営の基本と安全管理

3-1-1 基本

- ・開催場所は、森林公園くつきの森(高島市朽木麻生)です。
- ・会場内のキャンプ地は、芝生エリア、林間エリアを利用するため、アウトドア・コードに基づき行動すること

3-1-2 全管理・事故の防止

- ・参加隊指導者は、キャンプ生活及びプログラム活動をとおして、安全指導及び安全管理について、常に万全の配慮をしなければならない。
- ・参加指導者及びスカウトは、ほんの少しの気のゆるみから大事故につながる恐れがあることを常に認識しておくこと。

3-1-3 染症及び伝染病の予防ならびに危険防止

- ・参加隊指導者は、伝染病の予防ならびに危険防止のため、予め参加スカウトに注意を喚起し、次の事項を徹底する。
 - ▶ 食品類の衛生管理
 - ▶ 害虫等の防除処置
 - ▶ マスク・手洗い・うがいの励行
 - ▶ 便所の清潔保持
 - ▶ ナタ、刃物等の使用方法ならびに管理の徹底
 - ▶ 夜間行動時における懐中電灯の携帯

3-1-4 健康管理・個人の衛生

- ・参加者は、参加隊指導者の指導のもとに、健康管理と保健衛生に十分留意する。また、真夏に開催することから、怪我ばかりではなく、熱中症、内科系疾患の発生も予想されることから、それらへの備えが必要である。
- ・参加者自身による健康管理として、身体を清潔にするとともに、衣類、特に下着は毎日清潔なものに取り換える。また、参加隊指導者による応急手当への備えを徹底する。
- ・個人の常備薬及び救急セットの携行はもちろんのこと、隊装備品として応急処置に必要な救急キットを完備する。

3-1-5 救護所

- ・救護所は野営地の救護衛生班にて本部救護所を設置する。また、野外プログラムなどの場合は救護衛生班より同行する。

3-2 野営生活における安全管理

3-2-1 基本

- ・危険予防と安全の先取り

安全で快適な野営生活を送るには、指導者及びスカウトともに予想される危険の予防に努め、安全を先取りすることが重要である。

- ▶活動中は常に保険証及び健康調査書を所持し、緊急の場合には直ぐに連絡の対応ができるようにする。

3-2-2 正しい用具の使用

- ・包丁、なた、ナイフ等の刃物の扱い方について、安全管理および実技を伴う事前訓練を徹底し、刃物による傷を負わないように注意する。

3-2-3 行方不明者

- ・行方不明者の捜索は、行方不明の疑いを含め早期の対応が重要となる。
参加隊指導者は、プログラムの出発・帰着時等に班長による班員の点呼と行動の把握を徹底し、疑わしい時には、速やかに関係者と連絡を取り、安全管理者へ連絡する決して、隠して時期を逃さないようにする。

3-2-4 不審者の侵入・不審物の発見

- ・不審者、不審物を発見した際には、速やかに安全管理者に連絡する。

3-2-5 野営管理

- ・交通安全
- ・場外では歩道の無い道路もあるので、交通ルールを遵守のこと。
- ・会場には、一部車両が通行するので、通行には交通安全に十分注意する。

3-2-6 食中毒の防止：食中毒予防の3原則

- ・食中毒の大部分は細菌によるもので、食中毒を防ぐには、次の3つのことに注意する。
 - ▶清潔の原則(食中毒菌をつけない)
 - ▶温度の原則(食中毒菌を殺す)
 - ▶迅速の原則(食中毒菌を増やさない)

3-2-7 コロナ対策

- ・コロナ感染拡大の抑制に努める
 - ▶マスクの着用
 - ▶消毒
 - ▶手洗い、うがいの実施

3-2-8 火気に対する注意

- ・参加隊は、火気の取り扱いおよび火災発生の予防に万全の注意を払い、消火用水を備え。特に、風は、朝と夕では風向きが変わり、海風においては強く吹くことが有るので十分に注意を行うこと、また、地面には枯草も有るので、かまど周辺の枯草の除去を行う。かまど及びテント間の距離を確保すること。
- ・テント等の可燃物は、延焼の恐れを考慮して、安全な距離を確保する。火災が発生した場合は、直ちに周囲に伝えるとともに、消火に努め、野営管理班に通報する。

3-2-9 キャンピング用灯火等の使用について

- ・テント内でのガスランタン及び裸火の使用を禁止する。
- ・全ての場所で、ガソリンランタンの使用を禁止する。

3-2-10 害虫対策

- ・キャンプ会場では、ヤマビルが多く繁殖していることが予測されているため、各隊及び各スカウトによる、対策が必要である。大会中、ヤマビルによる吸血被害を受けた場合は、速やかに救護所へ相談又は、一時処置を受けることが可能である
尚、ヤマビル対策で塩水が効果的であるが、キャンプ会場への塩害を考慮し必要以上に使用しないこと。
- ・キャンプ会場では、その他、蚊、ブヨ、ヘビ等が多く生息する会場であることも、認識し活動に取り組み各自で対策を講じること

3-3 入退場管理/その他

3-3-1入退場管理について

- ・受付後、入場プログラム完了後、各隊はキャンプサイトの配置を野営管理班で受ける。
- ・ゲートの開門時間は6時～18時とする。
ただし、全体プログラムが18時以降の場合は、その時間に合わせて開閉門する。
- ・独自プログラムでキャンプサイト、プログラムサイトを離れて活動する場合は、実施計画書及び安全計画書(緊急時連絡先)に変更がある場合は、その写しに変更箇所を朱書きし、前日の18時までに安全管理者に届け出ること。(提出は野営管理班へ)
- ・出発、帰着時には、安全管理者に報告し、計画書等の返却を受けること。
(報告は野営管理班へ)
- ・期間中は、スカウトの行動は基本的には班単位とし、スカウト1人での行動は避け、複数人で行動する。

第4章 緊急時対応、危機管理について

4-1 緊急時対応の目的と基本の考え方

緊急時の対応は参加者や見学者等に被害が及ぶ恐れがある様々な危機を未然に防止し、また、万一発生した場合には、被害を最小限に食い止めることを目的とする。
プログラムや生活上で怪我や病気が発生した場合は、救護所で治療を受ける。
あるいは病院に搬送する時は医師の判断で行い、場内においては、救急車の要請は安全救護班が行う。
警察及び消防への通報についても、緊急の場合は同様に安全救護班が窓口となる。
場内、場外においては、周囲の安全を確認するとともに、二次事故（災害）を防止し、万一傷病者が出た場合には、傷病者の状態を観察し緊急性の有無を迅速に判断し、救急車が必要と判断された場合は速やかに出動を要請する。
事中及び事後、速やかに安全管理者に一報を入れる。

4-2 危機管理体制

危機管理体制は、大会全体として全ての参加者の安全、生命の確保と、万一の被害を最小にとどめる。

4-2-1 対象とする危機について

- ▶ 大規模災害発生、地震・台風・暴風雨、雷等
- ▶ 会場内で事故、傷病者(食中毒・感染症)が発生した場合
- ▶ 会場内で事件が発生した場合
- ▶ 場外プログラム中で事故が発生した場合

4-2-2 危機管理のための体制

大会期間中、運営部及び総務班は、気象、防災情報（天候急変、雷雨、台風、）等の把握に努め、必要と認められた場合は、大会本部の危機管理体制を下記のように立ち上げ、避難が必要な場合には、緊急避難指示を出す。

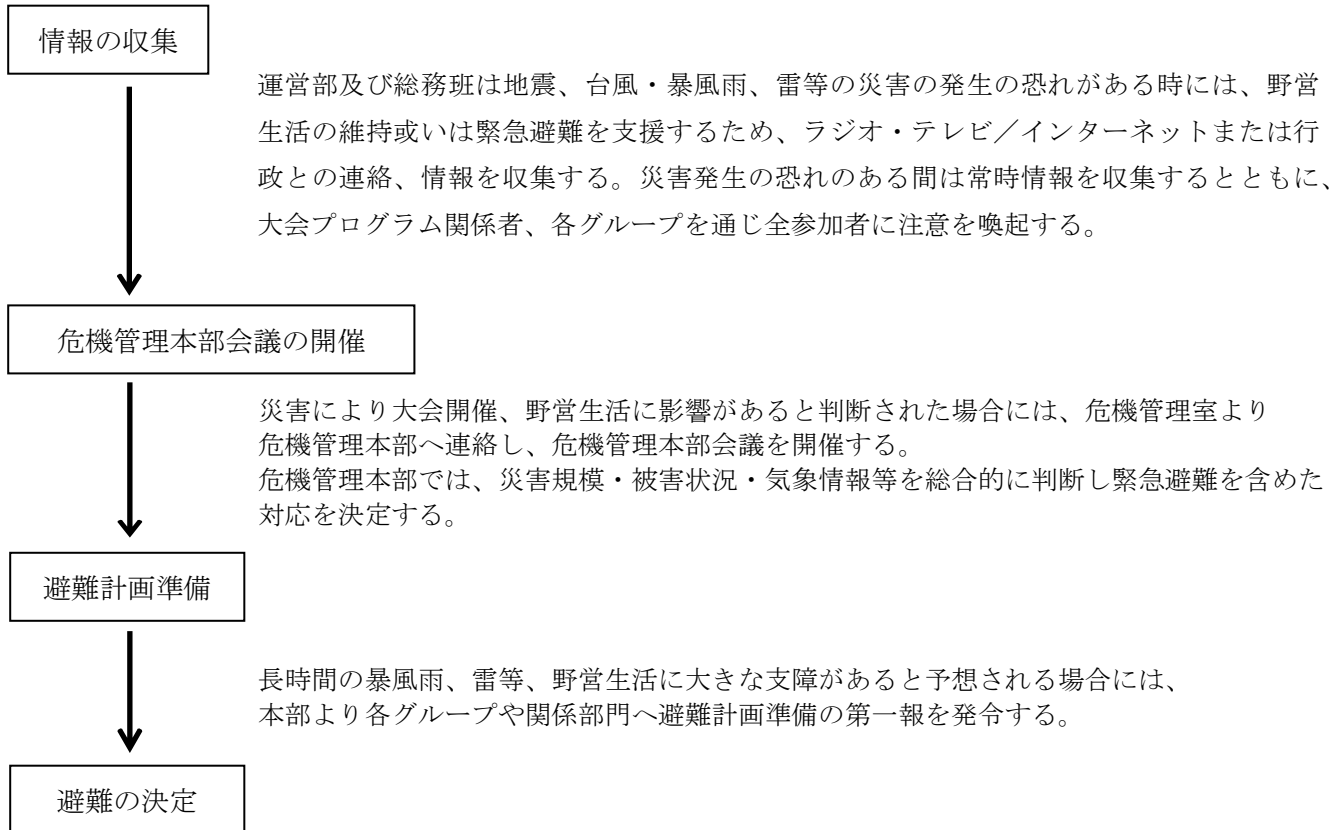
■ 危機管理体制

危機管理本部	・野営長を本部長とし、野営部長及びそのスタッフで構成する。
危機管理室	・運営部長、野営部長付で構成する。 室長は運営部長が務めるものとする。
各部危機管理担当者	・各部部長が務める。
危機管理者	・参加隊安全管理者を危機管理者と読み替える。
危機管理担当者	・参加隊安全担当者を危機管理担当者と読み替える。

第 5 章 緊急時対応(危機管理手順)

5-1 地震、台風・暴風雨、雷等での避難対応について、以下の手順により対応する。

※大規模災害が発生した場合は、行政機関と連絡を行い、大会の中止を含め、危機管理本部で対応する。



※決定の場合には、次の連絡を迅速に行う。

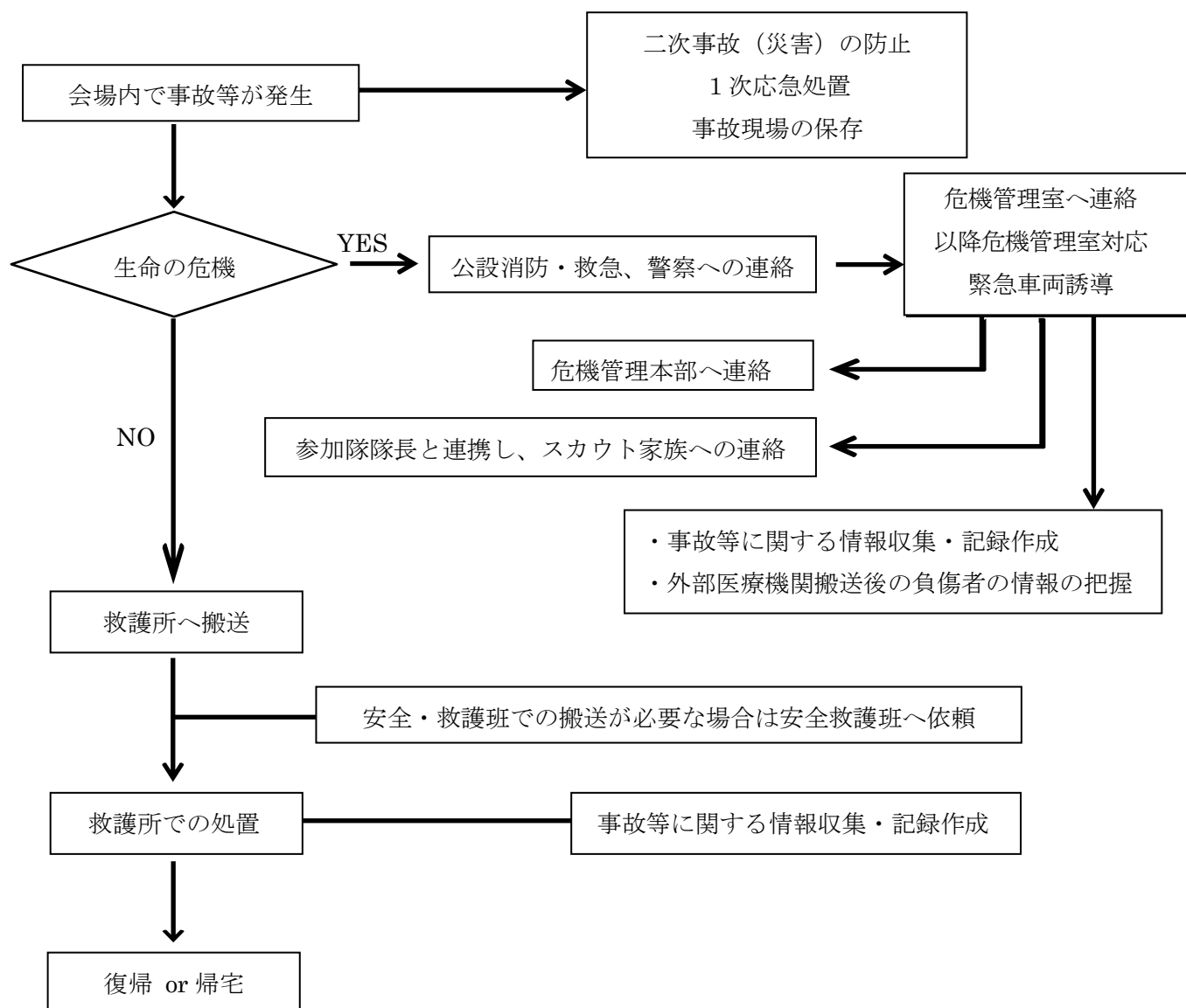
- ・大会本部 ⇒ 緊急避難決定の連絡を各部へ行い、退避者受入業務の総合調整を行う。
- ・大会本部 ⇒ 野営管理班 ⇒ 参加隊 : 緊急避難決定の連絡
- ・野営管理班 ⇒ 参加隊指導者 : 避難場所到着時の参加隊安否確認の要請
施設管理班 : 会場内設備の安全確保の要請
救護衛生班 : 傷病者等の把握対応及び輸送対応
総務班、野営管理班 : 避難施設と調整を図り、施設の受入体制、参加者誘導を実施する。

参加隊指導者と連携し、スカウトの安全な環境を整え、避難解除時の帰営を目指す。

※ 連絡ツールは大会本部より各部、各隊隊長及び副長へ緊急時の一斉メール、電話連絡、トランシーバー等とする。

5-2 会場内での事故、傷病者等が発生した場合の対応について

※ 食中毒・感染症への対応についても準用する。



5-3 暴風雨時、雷雨時等緊急避難場所案内図

暴風雨時、麻生川の増水が予想された場合の緊急避難について

大雨洪水警報の発表や、避難勧告、避難指示が発令された場合は、大会本部から直接参加隊長に避難指示を発令する。

参加隊長は速やかに隊全員に避難指示を出し、各班は、すべての行動は止め、班毎に安全を確認しながら、下記避難経路に従い避難をする。

下記の避難所へは一時避難であり、危険が迫った場合などは、改めて、避難指示を出す。その場合は、地震等（広域災害含む）等、緊急避難場所「朽木公民館」へ避難する。



緊急避難場所 =森林公園くつきの森自然研究センターと避難経路図

- ・緊急時避難場所として「森林公園くつきの森自然研究センター」とする。
- ・現段階としては暴風雨時、雷雨時等を想定している。

※ 「雷」発生時の対応

- ▶ 見学者、訪問者及び参加隊に対し、高木、鉄塔には、近づかないよう指示を徹底する。
- ▶ 見学者、訪問者の誘導は、近くにいる指導者が行う。
- ▶ プログラム広場における見学者、訪問者及び参加隊へは、身を低くし、速やかに森林公園くつきの森自然研究センター、または、自分の車へ避難するよう、近くにいる指導者が指示を行う。

5-4 地震等（広域災害含む）等、緊急避難場所案内図

震度5以上が発生し、土砂崩れ又は広域災害時の緊急避難について
地震が発生し災害の発表や、避難勧告、避難指示が発令された場合は、大会本部から直接参加隊長に避難指示を発令する
参加隊長は速やかに隊全員に避難指示を出し、各班は、すべての行動は止め、班毎に安全を確認しながら、下記避難経路に従い避難をする。

- 避難場所は、「やまびこ館（朽木公民館）」
- 場所は、「道の駅 くつき本陣」となります

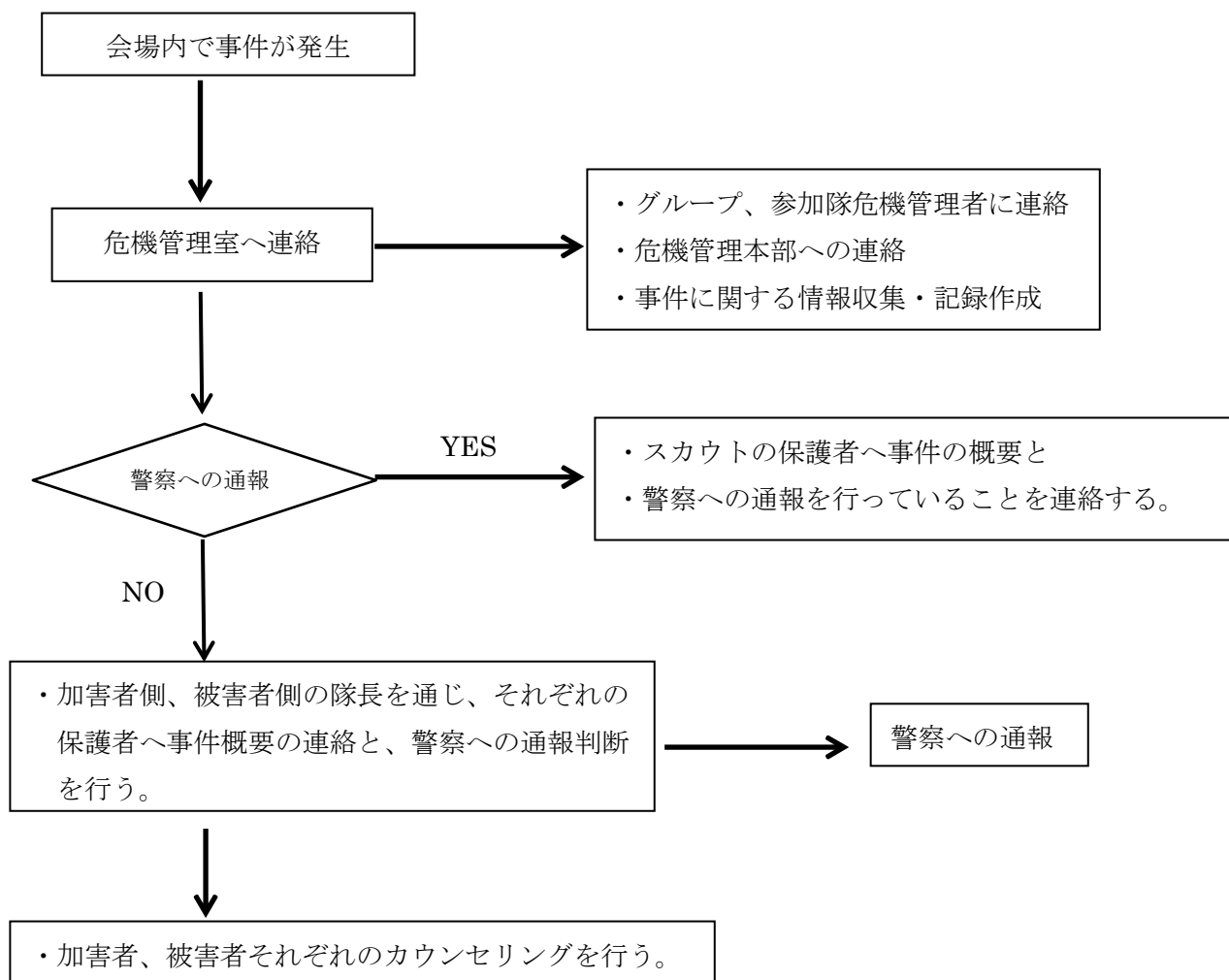


5-4-1 地震等（広域災害含む）等、緊急避難について

- ▶原子力災害時も、同様に「朽木公民館」へ避難し、その後、市が準備するバスで避難する。
- ▶キャンプサイトから避難する場合は、マスク、手袋、フード付きの服、長靴、長袖、長ズボンで出来るだけ、空気に触れないようにして避難すること。

5-5 会場内での事件（傷害、窃盗事件）が発生した場合の対応について

負傷者がある場合は、事故、傷病者等が発生した場合の対応についての手順による。



5-6 AED 設置

場内にAEDをキャンプサイト側 救護所に設置します。
救護所には、救護衛生班の医療関係者が駐在しています。

5-6 病院一覧と関係官公署連絡先

場外プログラムで会場から離れた場所で、傷病者が発生した時のために救急医療機関一覧を掲載する。なお、18NSJ の開催において、下記の 高島病院には滋賀連盟より万一の場合の治療の協力のお願いをしています。

協力依頼病院 「高島病院」

救急医療機関一覧

医療圏	市町村名	医療機関名	郵便番号	住所	電話	備考
湖西区域	高島市	高島市民病院	520-1121	高島市勝野 1667	0740-36-0220	

緊急連絡先一覧

高島警察署	0740-22-0110	高島市南部消防署	0740-32-1212
朽木警察官駐在所	0740-38-2110		
高島市消防本部	0740-22-1234		

日本ボーイスカウト滋賀連盟

第18回 日本ジャンボリー 滋賀大会 実行委員会

〒520-0044

大津市京町四丁目3番28号

滋賀県厚生会館1階

電話/FAX : (077)522-3681

mail : bsshiga@ex.bw.dream.jp

URL : <https://scout-shiga.jp>